

日本NGO連携無償資金協力 完了報告書

1. 基本情報	
(1) 案件名	ガリッサ県公立小学校における水衛生環境改善事業 Improvement of the hygiene environment of government primary schools in Garissa county
(2) 贈与契約締結日 及び事業期間	・ 贈与契約締結日：2014年1月10日 ・ 事業期間：2014年1月10日～2014年9月9日 ・ 延長事業期間：3ヵ月、2014年12月9日まで
(3) 供与限度額 及び実績（返還額）	・ 供与限度額：米貨 512,198 ドル ・ 総支出：米貨 506,992.33 ドル（返還額：5,205.67 ドル）
(4) 団体名・連絡先、事 業担当者名	(ア) 団体名：特定非営利法人 難民を助ける会 (イ) 電話：03-5423-4511 (ウ) FAX：03-5423-4450 (エ) E-mail：staff@aarjapan.gr.jp (オ) 事業担当者名：雨宮 知子
(5) 事業変更の有無	事業変更承認の有無：有 (ア) 申請日：2014年5月12日 承認日：2014年5月19日 内容：Jarivot 小学校における再掘削、トイレ設置構成変更 (イ) 申請日：2014年7月24日 承認日：2014年8月14日 内容：事業期間延長（2ヵ月間）および経費配分変更 (ウ) 申請日：2014年10月27日 承認日：2014年11月7日 内容：事業期間延長（1ヵ月間）および経費配分変更

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	<p>ケニア共和国ガリッサ県において、小学校へ水衛生設備を設置したことで児童が安全な水や衛生設備を利用できるようになり、また衛生教育を実施したことで、児童が衛生的な行動を実践するようになった。その結果、小学校児童がより衛生的な環境の下で学校教育を受けられるようになった。</p>
(2) 事業内容	<p>(ア) 給水設備の設置</p> <p>ガリッサ県ガリッサ郡の Shabah 村ならびに Jaricot 村において、小学校の児童が利用可能な場所に井戸を 1 ヶ所ずつ掘削し、各井戸に太陽光発電によるくみ上げ装置ならびに貯水タンクを設置した。</p> <p>Jaricot 村では、当初掘削した井戸の水からナトリウムや塩化物など一部の物質についてケニア政府が定める基準値を上回る量が検出され再掘削を要したこと、加えて、事前に地域関係者から承諾を得ていた土地利用権に関して着工後に争議が発生し工事を一時期中断せざるを得なかったこと等の理由により、事業の進捗に遅れが生じた。しかし最終的には、住民ならびに権利を有する関係者の合意する土地で水質基準を満たす水を供給可能な施設が完成した。</p> <p>給水設備には、晴天時に約 3 時間稼働するとタンクに 10,000 リットルを貯水できる太陽光発電式水中ポンプを導入した。また、ハンドポンプも併設し、天候により太陽光発電による揚水量が少ない場合などの緊急時にも取水できる手段を確保した。給水設備は、小学校教員および保護者から成る水管理委員会が管理するが、地域住民にも有料で開放される。不審者の侵入によるソーラーパネルの盗難等を防ぐためのフェンスを周囲に設置し、児童や住民はフェンスの外に設置された取水場の蛇口から取水できる仕組みに設計した。</p> <p>(イ) 児童数に対して不足しているトイレの建設</p> <p>両村の公立小学校に障がい者用を含むトイレを設置し、児童数に対するトイレ設置数の過小状態を改善した。トイレには臭気の拡散を抑えるとともに感染症の媒体となりやすい害虫の侵入を防ぐ効果がある通気改良型ピット式の仕様を採用した。各校へのトイレ施工数は以下の通りで、2 校合わせて計 10 基を設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Shabah 小学校 <ul style="list-style-type: none"> 男児用 1 棟：通常トイレ 1 基およびバリアフリー 1 基 女児用 1 棟：通常トイレ 2 基およびバリアフリー 1 基 ・ Jaricot 小学校 <ul style="list-style-type: none"> 男児用 1 棟：バリアフリー 1 基 女児用 1 棟：通常トイレ 3 基およびバリアフリー 1 基 <p>なお、トイレ建屋の前には手洗い設備を設置し、後述する衛生教育で指導した排泄後の手洗いが実践可能な環境を整備した。</p> <p>(ウ) 衛生教育および給水設備の維持管理に関する研修</p> <p>両村の水管理委員会ならびに小学校教員、児童保護者に対して衛生教育指導者研修（トレーナーのためのトレーニング：TOT）を実施した。衛生教育においては、手洗いやトイレでの排泄などの衛生行</p>

	<p>動を推進し、施設の維持管理については、設備の操作方法や清潔に保つための手入れ方法、修理方法などを指導するとともに、水管理委員会を組織し、その運営体制を整えた。地域住民への水販売により得る収入を設備の管理・修繕費に充てて運営していくための財政管理についても研修した。その後、TOT 受講により基礎的な衛生講習会の実施方法を習得した教員や保護者が二次講習会を実施し、児童へ知識の伝播を行った。各村での研修実施実績は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Shabah 村 <ul style="list-style-type: none"> 指導者研修 実施日：2014 年 4 月 29 日～5 月 3 日（5 日間） 参加者：24 名 二次講習会 実施日：2014 年 6 月 16 日 参加者：小学校児童 72 名 ・ Jaricot 村 <ul style="list-style-type: none"> 指導者研修 実施日：2014 年 10 月 3 日および 9～12 日（5 日間） 参加者：20 名 二次講習会 実施日：2014 年 10 月 17 日 参加者：小学校児童ならびに保護者 計 300 名
(3) 達成された成果	<p>(ア) 給水設備の設置</p> <p>給水設備のなかった小学校 2 校において給水設備が新設され、Shabah 小学校児童 196 名および Jaricot 小学校児童 260 名の計 456 名の児童が、安全な水へアクセスできるようになった。ケニア教育省は、衛生的な教育環境を確保するための指針として児童 1 人あたり 1 日 5 リットルという水量の基準を定めているが、建設した給水設備はこれを満たすのに十分な水量を供給している。また、同給水設備を水源として利用する両村の地域住民計 520 世帯(約 3,640 名)も、より安全で安定した水を利用できるようになった。この結果、児童および地域住民は、野生動物との遭遇や雨期の悪路など危険と多大な労力と時間を伴う近隣の河川(タナ川)での水汲みから解放された。施設引渡し後に行った聞き取り調査の結果、聞き取りを実施した全児童が給水設備を利用していることが確認された。</p> <p>(イ) 児童数に対して不足しているトイレの建設</p> <p>両村の小学校にて、児童数に対して十分な数のトイレが設置され、児童の衛生環境が改善された。ケニア教育省の指針では、男児 35 名および女児 25 名につき 1 基のトイレが必要であると定められている。事業開始以前は、Shabah 小学校では児童 196 名に対しトイレは 2 基(98 名につき 1 基)、Jaricot 小学校では児童 260 名に対してトイレ 4 基(65 名につき 1 基)、と基準を大きく下回る環境であった。本事業にて各校に 5 基ずつ、計 10 基のトイレを建設した結果、事業終了後には、Shabah 小学校では児童 196 名に対して 7 基(28 名につき 1 基)、Jaricot 小学校では児童 260 名に対して 9 基(約 29 名につき 1 基)と、基準を満たす数のトイレが整備された。施設引渡し後の聞き取り調査では、聞き取りを実施した全児童がトイレを利用して排泄していることが確認された。また、バリアフリートイレについても、障がい児が支障なく利用できるようになったとの良好な</p>

	<p>評価を得た。</p> <p>(ウ) 衛生教育および給水設備の維持管理に関する研修 両村の水管理委員会ならびに小学校教員、児童保護者に対して衛生教育指導者研修 (TOT) を実施することで、小学校、地域社会、各家庭において基礎的な衛生講習会を実施できる人材が育成された。加えて、当会の指導に基づき、村での自主的な計画による二次講習会が開催されたことは、児童の衛生知識向上に貢献するとともに、指導者の意識向上にも繋がった。モニタリングにおける両村小学校児童への聞き取りにおいても、TOT での講習内容に基づく情報が児童にも伝わっていることが確認された。さらに、児童が学校で習得した衛生知識を家庭に持ち帰って親や兄弟に伝えている例も見られ、地域における衛生知識の二次的・三次的な普及に寄与した。また研修では、水管理委員会を結成し、設立の意味と趣旨を説明し、過去の経験に基づく施設の運営方法について助言を行うことで、施設引き渡し後も長期にわたり自主管理できる体制が構築された。</p>
(4) 持続発展性	<p>建設した給水施設の所有権を水管理委員会に引き渡し、自主管理を指導したことで、今後の地域一体での維持管理を含めた経営意識の高まりが確認できた。小学校での衛生利用にとどまらず、公共設備の維持運営を実践していくことで、水施設の衛生的な管理の重要性をさらに認識できるものと考えられる。水管理委員会の団体登録にあたり必要になる団体規約の策定、給水設備の管理人の雇用条件、運営時間、水代金とその徴収方法などについては、水管理委員会主導で協議、確定された。引き渡し時に維持管理に必要な工具を供与し使用方法を指導したことにより、軽微な修理や営繕作業は水管理委員会で実施してゆく体制が整備された。</p> <p>対象小学校においては、安全な水と快適な衛生施設が利用可能になったことで、児童はより衛生的な環境で学校生活が送れるようになった。また、講習会で習得した衛生行動についても、実践を通じて自然な習慣として身に着けることが可能となった。衛生的な行動の定着により、地域の感染症発症数の減少へ向けた効果が期待できる。トイレの維持管理については、各小学校において清掃・営繕を行う当番を決めるなど自主的な管理体制が構築され、長期にわたるトイレの快適な利用が期待される。</p> <p>加えて、衛生教育指導者講習会 (TOT) において村の長老や小学校教員、保護者といった村の指導層に対して衛生についての知識および衛生行動の重要性を伝達したことで、それぞれが代表する村、小学校、各家庭における指導がより円滑に行われる体制が整った。今後各村の新規構成員 (転入者、新入生、家庭における子女など) に対しても再度講習会を実施することで継続して衛生知識の伝播・普及が可能である。</p>

3. 事業管理体制、その他	
(1) 特記事項	2014年5月23日に外務省より発令されたガリッサ県ガリッサ市における退避勧告を受けて安全管理体制の強化見直しを図るとともに、駐在員はナイロビ市に滞在し、ナイロビからの遠隔管理をもって事業を遂行した。事業の途中で想定していなかった遠隔管理体制となった中、水質の問題や土地問題等の事案が発生し、事業管理に困難を伴うことも多かった。その結果3ヵ月の事業期間延長を要することにはなったが、安全上の問題もなく当初の事業目標を達成することができた。

完了報告書記載日：2015年3月9日

団体代表者名： 理事長 長(志邨) 有紀枝 (印)

【添付書類】

- ① 事業内容、事業の成果に関する写真
- ② 日本NGO連携無償資金収支表(様式4-a)
- ③ 日本NGO連携無償資金使用明細書(様式4-b)
- ④ 外部監査報告書(外部監査報告書の提出が間に合わない場合は、提出予定日を記入)